

## 5 数値で見る10年後の姿

基本構想に掲げる将来都市像やめざすべき姿及びこれを実現するための重点テーマは、抽象的な表現になっていることから、可能な限り指標・具体的目標を設定することによって、計画の達成状況を評価できるような仕組みにするとともに、市民と共有できる分かりやすい将来目標としていきます。

全 体	現状値(基準年)	目標値(平成29年)
転出入による人口増減(累計)	2,414人(平成9～18年)	8,000人
豊田市が住みよいまちだと思ふ市民の割合	68.6%(平成17年)	80%
豊田市に長く住みたいと思ふ市民の割合	78.0%(平成17年)	85%
<b>安全・安心のまちづくり</b>	<b>現状値(基準年)</b>	<b>目標値(平成29年)</b>
1自治区当たりの防災リーダー数	1.09人(平成18年)	6人
耐震性が確保された住宅の割合	77.0%(平成19年)	90%以上
犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	6,930件(平成18年)	45%減
交通事故死傷者数	3,575人(平成18年)	35%減
健康寿命※25	男性 77.9歳(平成17年) 女性 81.3歳(平成17年)	男性 80.4歳 女性 83.4歳
近所づきあいに満足している市民の割合	85.5%(平成17年)	90%
保健福祉分野に係るボランティア登録人数	4,109人(平成18年)	4,700人
合計特殊出生率※26	1.45(平成18年)	1.47
<b>人材育成と多様な能力の活用</b>	<b>現状値(基準年)</b>	<b>目標値(平成29年)</b>
学校生活に満足している小・中学生の割合	小学生 77.1%(平成17年) 中学生 60.0%(平成17年)	小学生 85% 中学生 70%
地域活動に参加している小・中学生の割合	小学生 79.6%(平成18年) 中学生 46.8%(平成18年)	小学生 85% 中学生 55%
地域活動に参加している市民の割合	53.6%(平成17年)	65%
特技登録制度の登録者数	—	300人
<b>都市と農山村の共生</b>	<b>現状値(基準年)</b>	<b>目標値(平成29年)</b>
人工林における健全な森林の割合	33%(平成18年)	50%
農山村地域における観光交流人口	490万人(平成18年)	650万人
主体的に地域活動に取り組む団体への助成件数(累計)	401件(平成18年)	3,000件
<b>ものづくり基盤の更なる強化</b>	<b>現状値(基準年)</b>	<b>目標値(平成29年)</b>
新たに立地した研究開発施設・工場(1,000m <sup>2</sup> 以上)の数(累計)	7社(平成16～18年 平均)	70社
労働力人口	225,822人(平成17年)	233,000人
<b>環境に配慮した快適で魅力ある都市づくり</b>	<b>現状値(基準年)</b>	<b>目標値(平成29年)</b>
総合的な生活環境の満足度	77.8%(平成17年)	85%
1日当たりの公共交通機関の利用者数	約57,600人/日 (バス 平成13年・17年、鉄道 平成18年)	82,000人/日
市内の温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)	6,637千t-CO <sub>2</sub> (平成2年)	6%削減
一人1日当たりのごみ排出量	1,028g/人・日(平成17年)	864g/人・日
都市計画区域の緑地率	67.1%(平成19年)	現状値維持

※25 健康寿命:日常生活に支援や介護を要しない心身ともに自立的な状態で生きている期間

※26 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 6 基本構想実現に向けて

基本構想を実現するため、以下に掲げる普遍的な理念、政策に反映すべき基本的な視点を念頭に、取組を進めていきます。

### (1) 「豊田市民の誓い」の実践

本市には、市民の“道標”としての「豊田市民の誓い」があり、望ましい市民像を掲げ、誓いながら、よりよいまちをめざしてきました。今後とも「豊田市民の誓い」を踏まえながら、政策を立案・実施するとともに、市民と共働して啓発活動を進め、実践を通してよりよいまちをめざしていきます。

#### 【豊田市民の誓い】

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、明日に向かって伸びゆく豊田市の市民で

- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。



### (2) 基本的人権の尊重

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている誰からも侵されることのない基本的権利で、世界人権宣言や日本国憲法によってすべての人間の自由平等・差別禁止の原則を定め基本的人権を保障しています。

将来都市像・めざすべき姿を実現していくためにも、基本的人権をお互いに尊重し合い、それを自分たちの力で大切に守り育てていくことが不可欠であり、人々が平等に幸せな生活を営むための基本的権利を尊重し、心の豊かさを育むことで明るい社会の実現をめざします。また、国際化が進展する中で、異なる文化や違いなどを理解し、尊重し合える多文化共生社会の実現をめざします。

一方、子どもの最善の利益を保障することの重要性も認識されてきており、子どもを権利主体として明確に位置付ける国際的な動きが生じています。昭和34年の「子どもの権利宣言」、昭和41年の「国際人権規約」、さらに平成元年の国連総会第44会議において採択された「子どもの権利条約」などにおいて、徐々に子どもを「保護の客体」としてだけでなく「権利行使の主体」として位置付け、法的拘束力を持たせるようになってきました。我が国においては「児童の権利に関する条約」を、平成6年4月22日に批准しました。

本市においても、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあう仕組みを定め、子どもたちが幸せに暮らすことのできるまちを実現するため、平成19年に「豊田市子ども条例」を制定しました。条例制定の主旨を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちが元気で、幸せに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

### (3) 男女共同参画社会の実現

「男女共同参画社会基本法」(平成11年7月制定)では男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきましたが、なお一層の理解促進・取組が必要とされています。

こうした中、本市ではとよた男女共同参画プラン(クローバープラン)を策定し、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざして取組を進めています。男女共同参画はまちづくりを進める上での大前提であり、家庭、地域、職場などすべての場において、男性も女性も、その個性と能力を発揮し、お互いを対等なパートナーとして尊重し合える社会の実現をめざします。

### (4) 環境への配慮

今日の環境問題は、深刻化している地球温暖化、不法投棄や不適正処理といった廃棄物問題、ダイオキシン類やPCB等の化学物質対策など、複雑化かつ多様化しています。また、環境問題の多くは日常生活や経済活動に起因していることから、環境に配慮した循環型の仕組みをつくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの生活や活動によって環境に与える影響を常に意識して責任ある行動を取ることが求められています。

21世紀は「環境の世紀」と言われ、環境問題が世界共通の重要な課題となる中で、地球環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を促し、市民・企業・行政が共働で持続可能な循環型の都市づくりを進めます。

### (5) 共働のまちづくり

地方分権が進展する中で、自治体の役割と責任が増大しており、地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効に活用したまちづくりが求められています。

地域力が向上するとともに、市民と行政とのパートナーシップのもとで地域課題の解決を図り、特色ある地域づくりを展開していくことが期待されており、市民と行政が共により良い地域づくりをめざして行動する共働のまちづくりを推進します。

### (6) 広域的な視点に立ったまちづくり

通勤・通学、買い物といった市民の日常生活や経済活動は、市町村の枠を越えて成り立っています。また、道路や公共交通などの社会資本整備や危機管理、産業振興などの様々な分野で広域的に連携した取組が進められています。

こうした中、高速交通ネットワークの整備等により「人・物・金・情報」の流れの広域化も更に進んでいます。多様化、高度化する市民ニーズに応じた魅力ある都市づくりを進めるためには、より広域的な視点に立ち、関係自治体と連携してまちづくりの共通の課題に取り組むことが、今後ますます必要になると思われます。

一方、第28次地方制度調査会は、平成18年2月に「道州制のあり方に関する答申」を提出しました。この答申を基礎として、国民的な論議が広く行われることが期待されています。さらに、平成18年の第165回国会において「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立し、平成19年1月には道州制特別区域基本方針が閣議決定され、北海道では同年4月から事務・事業が移譲されるなど、具体的な動きも始まっています。

広域の役割分担と連携による効率化や相乗効果を発揮するためにも、道州制に関する幅広い議論や制度改正の方向性を見極めつつ、新たな市町村合併を視野に入れ、政令指定都市構想も念頭に、広域の視点に立ったまちづくりを推進します。

### (7) 効率的・効果的な行政経営

少子化、高齢化、グローバル化、地方分権の推進等の社会潮流や社会構造の大きな変化など、地方自治体を取り巻く状況は厳しさが増えています。こうした社会情勢の中で、自治体は今まで以上に自主的・自立的な判断を行い、変化し続ける社会経済環境や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、経営的視点での行財政運営が求められています。

本市では、行政の使命である、よりよいサービスをより効率的に市民に提供するため、限られた経営資源(人・物・金)を最大限活用しながら、市民志向・成果志向・現場主義に基づき、合意形成・迅速性・コスト意識に根差した行政経営を実現するための一連の仕組みである「豊田市行政経営システム」を導入し、この理念や考え方に沿って具体的な取組を進めています。今後も引き続き、豊田市行政経営システムに基づき、効率的・効果的な行政経営を推進していきます。

また、情報通信技術が飛躍的に進歩し、市民生活、地域社会、産業活動、行政などのあらゆる面において必要不可欠な要素となっている中で、情報化への戦略的対応が求められています。市民が情報化の便利で効率的な恩恵を実感できる社会の実現をめざし、個々の事務の単なる電子化ではなく、全庁横断的な連携の下、セキュリティなどの情報化に伴う課題に留意しつつ、情報通信技術を効果的に活用した質の高い行政サービスの提供や地域の活性化を進めていきます。